

議案第 1 2 号

八幡浜市立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市立学校体育施設使用料条例の一部を改正する条例

八幡浜市立学校体育施設使用料条例（平成 1 7 年条例第 1 1 1 号）の一部を
次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定中下線で示し、又は太枠で囲まれた部分を同
表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示し、又は太枠で囲まれた部分で示すよう
に改正する。ただし、改正後の欄に掲げる規定で改正前の欄にこれに対応するも
のを掲げていないものは、これを加えるものとする。

改正後	改正前																								
<p>(徴収の範囲)</p> <p>第 2 条 使用料を徴収する体育施設は、次のとおりとする。</p> <p style="text-decoration: underline;">グラウンド夜間照明施設及び体育館（以下「施設」という。）</p> <p>(使用料)</p> <p>第 3 条 施設の使用料は、別表に定める額とする。ただし、公益上その他特別の理由により市長が必要と認めたときは、減額し、又は免除することができる。</p> <p>(使用料の納入)</p> <p>第 4 条 施設の使用許可を受けた場合には、前条に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。</p> <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center; border: 2px solid red;">グラウンド夜間照明施設使用料</th> </tr> <tr> <th style="width: 50%;">設置場所</th> <th style="width: 50%;">使用料（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>八幡浜市立江戸岡小学校</td> <td style="text-align: right;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid red;">八幡浜市立八幡浜南小学校</td> <td style="text-align: right;">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	グラウンド夜間照明施設使用料		設置場所	使用料（円）	(略)		八幡浜市立江戸岡小学校	(略)	八幡浜市立八幡浜南小学校	(略)	(略)		<p>(徴収の範囲)</p> <p>第 2 条 使用料を徴収する体育施設は、次のとおりとする。</p> <p style="text-decoration: underline;">夜間照明施設及び体育館照明施設（以下「照明施設」という。）</p> <p>(使用料)</p> <p>第 3 条 照明施設の使用料は、別表に定める額とする。ただし、公益上その他特別の理由により市長が必要と認めたときは、減額し、又は免除することができる。</p> <p>(使用料の納入)</p> <p>第 4 条 照明施設の使用許可を受けた場合には、前条に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。</p> <p>別表</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center; border: 2px solid red;">夜間照明施設使用料</th> </tr> <tr> <th style="width: 50%;">設置場所</th> <th style="width: 50%;">使用料（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>八幡浜市立江戸岡小学校</td> <td style="text-align: right;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid red;">八幡浜市立神山小学校</td> <td style="text-align: right;">(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	夜間照明施設使用料		設置場所	使用料（円）	(略)		八幡浜市立江戸岡小学校	(略)	八幡浜市立神山小学校	(略)	(略)	
グラウンド夜間照明施設使用料																									
設置場所	使用料（円）																								
(略)																									
八幡浜市立江戸岡小学校	(略)																								
八幡浜市立八幡浜南小学校	(略)																								
(略)																									
夜間照明施設使用料																									
設置場所	使用料（円）																								
(略)																									
八幡浜市立江戸岡小学校	(略)																								
八幡浜市立神山小学校	(略)																								
(略)																									

八幡浜市立真穴小学校	(略)
(略)	

八幡浜市立真穴小学校	(略)
八幡浜市立川上小学校	1,680
八幡浜市立双岩小学校	2,100
(略)	

体育館使用料			
施設名	使用区分	2時間以内の額(円)	1時間超過ごとの加算額(円)
八幡浜市立松蔭小学校	全面	400	200
八幡浜市立白浜小学校	全面	400	200
八幡浜市立江戸岡小学校	全面	400	200
八幡浜市立八幡浜南小学校	全面	400	200
八幡浜市立千丈小学校	全面	400	200
八幡浜市立日土小学校	全面	400	200
八幡浜市立真穴小学校	全面	400	200
八幡浜市立川之石小学校	全面	400	200
八幡浜市立宮内小学校	全面	400	200
八幡浜市立喜須来小学校	全面	400	200
	1コート当たり	200	100
八幡浜市立八幡浜中学校	体育館	400	200
	武道場	400	200
八幡浜市立保内中学校	全面	800	400
	1コート当たり	400	200

体育館照明施設使用料			
施設名	使用区分	2時間以内の額(円)	1時間超過ごとの加算額(円)
八幡浜市立松蔭小学校	全面	580	240
八幡浜市立白浜小学校	全面	580	240
八幡浜市立江戸岡小学校	全面	950	470
八幡浜市立神山小学校	全面	1,050	520
八幡浜市立千丈小学校	全面	370	180
八幡浜市立日土小学校	全面	950	470
八幡浜市立真穴小学校	全面	580	240
八幡浜市立川上小学校	全面	580	240
八幡浜市立双岩小学校	全面	580	240
八幡浜市立川之石小学校	全面	320	150
八幡浜市立宮内小学校	全面	320	150
八幡浜市立喜須来小学校	全面	630	320
	1コート当たり	320	150
八幡浜市立八幡浜中学校	全面	580	240
八幡浜市立保内中学校	全面	950	470
	1コート当たり	320	150

備考

- 1 (略)
- 2 八幡浜市に住所を有しないものが利用する場合は、使用料の10割の額を加算する。
- 3 八幡浜市に住所を有しないものが、グラウンド夜間照明施設を利用せずにグラウンドを使用する場合は、1回につき500円を徴

※ (略)

収する。

4 八幡浜市立八幡浜中学校武道場において
冷暖房を使用した場合は、当該利用に係る使
用料に、1時間当たり500円を加算する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の八幡浜市立学校体育施設使用料条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

令和8年4月1日から、神山小学校、川上小学校及び双岩小学校を統合し、八幡浜南小学校を新設すること並びに八幡浜中学校武道場の新設に伴い、所要の改正を行うため。

